二　当該申請に係る再生利用を行う一般廃棄物及び再生品の性状を明らかにする書類
三　再生に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類、性状、数量及び処理方法を記載した書類
四　施設を設置している場合には、申請者が当該施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類
五　施設を設置しようとする場合には、工事の着工から施設の使用開始に至る具体的な計画書
六　申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
七　申請者が個人である場合には、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
八　申請者が法第七条第五項第四号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面
九　申請者が法人である場合には、役員の氏名及び住所を記載した書類
十　申請者が法人である場合において、発行済み株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主又は者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該者のなした出資の金額を記載した書類
十一　第六条の四第六号に規定する者の履歴書
十二　当該申請に係る収集若しくは運搬又は処分の事業に従事する者の人数を記載した書類
十三　当該申請に係る収集若しくは運搬又は処分の事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
十四　申請者が法人である場合には、直前五年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに直前三年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
十五　申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
十六　当該申請に係る再生利用又はそれに相当する行為の業務経歴を記載した書類
十七　第一号ロ(3)の規格等の写し
十八　当該申請に係る再生利用の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
十九　施設を設置しようとする場合には、当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類
二十　施設を設置している場合には、排ガス中のばい煙量及びばい煙濃度並びに環境大臣が定める方法により算出したダイオキシン類の濃度並びに排水の汚染状態（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項に規定する汚染状態をいう。）を記載した書類
二十一　その他第六条の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める書類及び図面

（役員の変更の届出）

第六条の六の三　法第九条の八第一項の認定を受けた者が法人である場合において、役員に変更があつたときは、新たに就任した役員の氏名及び住所を届け出なければならない。

2　前項の届出書には、当該新たに就任した役員が法第七条第五項第四号イからトまでに該当しない者であることを誓約する書面を添付するものとする。

第六条の七第一項中「令第五条の五の規定による」を「法第九条の八第六項の」に改め、同項第二号中「法第九条の八第一項の」を削り、同条第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　令第五条の七に規定する認定証

第六条の七の次に次の一号を加える。

（変更の認定を要しない軽微な変更）

第六条の七の二　法第九条の八第六項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

一　第六条の六の二第一号の事業計画に記載した当該認定に係る再生利用の用に供する施設の処理能力（当該処理能力について法第九条の八第六項の変更の認定を受けたときは、変更後のもの。以下この号において同じ。）に係る変更であつて、当該変更によつて当該処理能力が増大するもの

二　当該認定に係る再生利用の用に供する施設の構造又は設備の変更

三　当該認定に係る再生利用の用に供する施設以外の再生利用の用に供する施設の設置

第六条の十を削る。

第六条の九の見出しを「（事業の廃止の届出）」に改め、同条中「第五条の七第一項」を「第五条の八」に「廃止」を「事業の廃止」に改め、同条第二号中「法第九条の八第一項の」を削り、同条に次の一項を加える。

2　法第九条の八第一項の認定に係る収集若しくは運搬又は処分の事業の全部を廃止した場合における前項の届出書には、令第五条の七に規定する認定証を添付しなければならない。

第六条の九を第六条の十とする。

第六条の八中「第五条の六の規定による」を「第五条の七に規定する」に改め、同条第三号中「一般廃棄物」を「再生利用を行う一般廃棄物」に改め、同条を第六条の九とし、第六条の七の二の次に次の一条を加える。

（再生利用の用に供する施設の軽微な変更等の届出）

第六条の八　法第九条の八第八項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　変更の内容

四　変更の理由

五　変更の年月日

2　前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一　法第九条の八第二項第一号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあつては住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二　前条に規定する軽微な変更の場合には、次に掲げる書類及び図面

イ　変更後の施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該変更後の施設の付近の見取図

ロ　当該認定に係る再生利用の用に供する施設の維持管理に関する計画に変更があつた場合には、当該変更後の施設の維持管理に関する計画を記載した書類

第六条の十一中「第五条の七第一項」を「第五条の八」に改め、「、次に掲げる事項を記載した届出書を」を削り、「以内に、」の下に「次に掲げる事項を記載した届出書を」を加え、同条第二号中「法第九条の八第一項の」を削る。

第六条の十二第二号中「法第九条の八第一項の」を削る。

第六条の十五中「規定による」を削り、同条第四号中「第九条の九第六項」を「第九条の九第九項」に改め、同条第八号中「又は再生がされないものにあつては熱回収（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第七項に規定する熱回収をいう。以下同じ。）」を「（再生が行われないものにあつては、熱回収）」に改める。

第六条の十六中「規定による」を削る。

第六条の十七中「規定による」を削り、同条第二号ニ中「第十五条の二の四」を「第十五条の二の五」に改める。